



ノーネクタイ等の働きやすい服装の通年実施について

【目的】

これまで本市では、夏季節電対策の一環として、夏季期間はノーネクタイ等の軽装での執務を励行してきたところです。

この度、働き方改革の一環として、働きやすいと感じる温度等の執務環境は、年間を通して職員一人ひとり異なることから、ノーネクタイ等の自主性を重んじた働きやすい服装での執務を通年実施することと致しました。

これにより、快適と感じる環境に個々で調整可能にすることで公務能率を向上させ、市民サービスのより一層の向上に繋げて参ります。

【概要】

ノーネクタイ等の自主性を重んじた働きやすい服装での執務を通年実施します。

※ただし、本件は強制ではなく、快適な環境に個々で調整するという観点から、ネクタイ着用の有無等は個々の職員の判断に委ねますが、いずれにしても、公務員として品位を失わない節度のある服装であることを大前提と致します。

※式典への出席等、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイ着用等について、必要に応じて対応していくことと致します。

※夏季期間については、本件と併せて、これまで同様に「節電ビズ」として、軽装での執務を励行する予定です。

【開始日】

令和2年1月1日（祝）から

※ただし、令和2年12月31日までは試行実施と致します。

【問い合わせ先】

総務部人事課 ☎047-366-7306